

入札のお知らせ

一般競争入札について次のとおりお知らせします。

令和6年2月22日

一般財団法人茨城県環境保全事業団
理事長 横山 伸一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称
令和6年度「エコフロンティアかさま」放射性物質モニタリング業務
- (2) 調達する役務の仕様等
仕様書による
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
茨城県笠間市福田地内

2 競争入札参加資格

本件委託業務の入札に参加できる者は、次の全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から同第3号に規定する者でないこと。
- (5) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類22（調査・測定・検査）の小分類1（自然環境）に登録がされている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づく茨城県計量検定所長の登録を受けている計量証明事業所（濃度）を県内に設置しており、環境計量士2名以上を有している者であること。

3 仕様書の交付等

- (1) 仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒309-1603 茨城県笠間市福田165番1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま施設課
電話 0296-70-2512 / Fax 0296-70-2515
電子メール shisetsu@ef-kasama.or.jp

(2) 仕様書の交付期間

令和6年2月22日(木)から令和6年3月4日(月)までの毎日9時から17時まで(12時から13時までを除く)。ただし、土日及び祝日を除く。なお、郵送等での仕様書の交付を希望する場合、3(1)に示す問合せ先へ、その旨を連絡すること。

4 入札参加資格等の確認

(1) 入札参加を希望する者は、別添様式に添付書類(計量証明事業登録証(濃度)及び環境計量士登録証(2名分)の写し)を添えて、3(1)に示す場所に、令和6年3月4日(月)17時までに提出しなければならない。(郵送の場合は必着。)

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格等の確認結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。

(3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 入札手続等

(1) 入札書の様式

入札書の様式は別紙のとおりとする。

(2) 入札書の提出方法

入札書を直接持参するものとする。代理人が持参する場合は、委任状及び名刺を併せて提出すること。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 入札執行の日時

令和6年3月11日(月)10時30分

イ 入札執行の場所

茨城県笠間市福田165番1

一般財団法人茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま管理・環境学習棟2階 小会議室

(4) 入札額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

(7) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 当該入札通知に基づき生じた権利義務は、令和6年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

仕様書等については別途交付いたしますので、希望される場合は3(1)の問合せ先までご連絡ください。

※ 電子ファイルでの交付を希望する場合は、メールにてご依頼ください。